

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、従業員は取締役会が定めるキャンドウ行動規範を基本的な行動準則として業績目標の達成を通じて企業価値を長期安定的に向上させていくことを経営の最重要課題とし、そのために迅速で公正な経営意思決定を重視しつつ、監視・監督機能が十分発揮される適切なガバナンスシステム構築と運営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
城戸 一弥	3,108,000	19.15
城戸 恵子	2,376,000	14.64
有限会社ケイコーポレーション	2,205,600	13.59
キャンドウ取引先持株会	158,700	0.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9)	133,200	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口)	132,600	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口3)	104,600	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口1)	102,900	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口5)	101,600	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口2)	97,200	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	11 月
-----	------

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上拾石 哲郎	弁護士											
徳永 憲彦	他の会社の出身者											
田村 稔郎	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上拾石 哲郎	○	○	——	弁護士としての高度な専門知識およびコンプライアンスに関する高い見識を当社の監査体制に反映していただけると判断したためであります。 また、同氏は当社との利害関係がなく、独立役員として適任である判断しております。
徳永 憲彦	○	○	——	金融機関における経営経験に基づく企業戦略、財務およびIRに関する高い見識を当社の監査体制に反映していただけると判断したためであります。 また、同氏は当社との利害関係がなく、独立

				役員として適任であると判断しております。
田村 稔郎	○	○	——	公認会計士として、企業経営に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。 また、同氏は、当社との利害関係がなく、独立役員として適任であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

現在の体制を採用している理由	更新
----------------	----

当社では、現時点で監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くこととしております。
監査補助者の選任、異動、人事考課については、取締役会との協議事項としております。
監査補助者は、監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとしております。
また、監査等委員に関する報告を理由とした監査補助者への不利な取り扱いを禁止し、その旨の周知徹底を図っており余す。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

内部監査室は内部統制部門をつかさどる内部統制委員会に出席する他、業務監査を監査等委員である取締役と連携して実施し、監査等委員である取締役を通じ監査等委員会において情報を共有することにより、監査の効率化を図るとともに、経営監視機能を担保しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	3 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員であります3名の監査等委員である取締役全員を独立役員としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

業績目標達成のモチベーション向上のため、将来の期待並びに過去の実績等の総合判断により、不定期に取締役にインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の個別報酬につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので、記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認・可決された報酬枠の範囲内で職責、貢献内容等を総合的に勘案のうえ、個別報酬を決定する方針としております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役のサポート体制としては、専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて管理部および内部監査室が適宜必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、社会的に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、業績目標の達成を通じて企業価値を長期安定的に向上させていくことを経営の最重要課題と認識しております。

そのために迅速で公正な経営意思決定を重視するとともに、監視監督機能が十分に発揮されるガバナンスシステムの構築と運営に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。当該体制により、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで、これまで以上に業務執行取締役に対する監督機能を強化し、且つ監督と業務執行を分離することで、迅速な意思決定を行うことにより、コーポレートガバナンスの更なる充実が図れると判断いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が3月ではないため、集中日には該当しません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末の決算短信の公表日に説明会を開催し、決算内容、経営方針、戦略、業績予想等について説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算発表資料、月次売上高速報などの開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部に担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念を価値観、志すべき所、使命に分け、使命において100円で人(お客様・取引先・従業員)を幸福にするとし、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。
その他	当社では、信頼No.1のビジョンを掲げ、顧客、株主、取引先ならびに地域の皆様など各ステークホルダーから信頼される企業となれるよう努めるとともに、コンプライアンス活動の推進にも積極的に取り組んでおります。 また、経営に関する重要な情報を積極的かつ適時適切に開示することを心がけ、公正かつ透明性の高い経営を目指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範に適合した行動をとるための規程である「キャンドウ行動規範」の更なる周知徹底を図ります。「内部統制委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの取組みの推進・向上を図ります。また、社長直轄の内部監査室が社内業務全般のコンプライアンス状況を監査するとともに、内部通報制度によりコンプライアンス上、疑義ある行為の把握と防止に努めます。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録した文書等（電磁的媒体を含む）を保存し、必要に応じて監査等委員である取締役が検索・閲覧可能な状態で管理します。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理の基本方針は取締役会にて決定するものとし、リスク管理の基本方針を「リスク管理規程」に定め、各業務毎のリスク管理体制を構築し、損失発生 の事前防止に努めます。また、「内部統制委員会」が全社のリスク管理を統括し、各部署におけるリスク管理体制整備を支援、推進するとともに、その実施状況の評価、リスク管理担当取締役への報告を行います。不測の事態が発生した場合は社長直轄の「対策本部」を設置し、損害を最小限に止めるべく迅速に対応します。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「中期経営計画」及び「年度予算」を策定します。これを達成するために各部署毎に目標を設定し、毎月開催する取締役会で担当取締役がその進捗と対策実施状況を報告します。取締役会の下部に「経営会議」を設け、重要事項の事前審議と取締役会から委譲された範囲での機動的な業務意思決定を行います。各業務の執行は「業務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続に従って遂行されます。

(5)当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は「キャンドウ行動規範」を遵守し、また、グループで「ビジョン」を共有し、グループ全体としてのコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めます。

グループ各社を担当する取締役は当該会社の管理体制を整備し、業務執行状況を取締役会に定期的に報告します。

当社は、当社グループにおけるリスクを抽出し、内部統制委員会において当該リスクがもたらす損失発生を防止するための対策を定めることとし、リスク発生時の最小化のための事後処理、再発防止策の効果的かつ効率的な実行により、事業継続と安定的発展を確保することとします。

当社と子会社間の取引については、グループ外の企業との取引と同様に、相互の利益を尊重して契約審査、価格決定手順等を規定等に従って実施します。子会社の株主総会議案に対しては、その適法性、妥当性、効率性の観点から取締役会及び経営会議で慎重に審議のうえ、議決権を行使します。

当社の監査等委員である取締役と子会社の監査役との連携を強化するため定期的に連絡会を設け、更に監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と連携してグループ企業の監査を実施します。

(6)当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保について

必要に応じて、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとし、その選任、異動、人事考課については取締役会の協議事項とします。監査補助者は監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとします。

(7)監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項

監査補助者は、専ら監査等委員である取締役の指示に従ってその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員会又は監査等委員である取締役から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、独立性を確保するため、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとします。

また、監査等委員に対する報告を理由とした監査補助者への不利な取り扱いを禁止し、その旨の周知徹底を図ります。

(8)当社の監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定例取締役会において代表取締役及び各業務執行取締役は担当する業務の執行状況を報告します。この他、監査等委員である取締役は経営会議等の重要会議への出席、監査等委員以外の取締役及び使用人からの説明・報告、業務執行に関する文書等の閲覧を求めることができるものとします。代表取締役及び各業務執行取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告します。また、内部監査の状況、内部通報の状況についても適時に監査等委員会に報告します。監査等委員会は、代表取締役及び各業務執行取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ意見・情報交換のための会合を定期的に開催します。

(9)監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用等の前払い又は償還手続きについては、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、監査等委員の請求等に従い、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

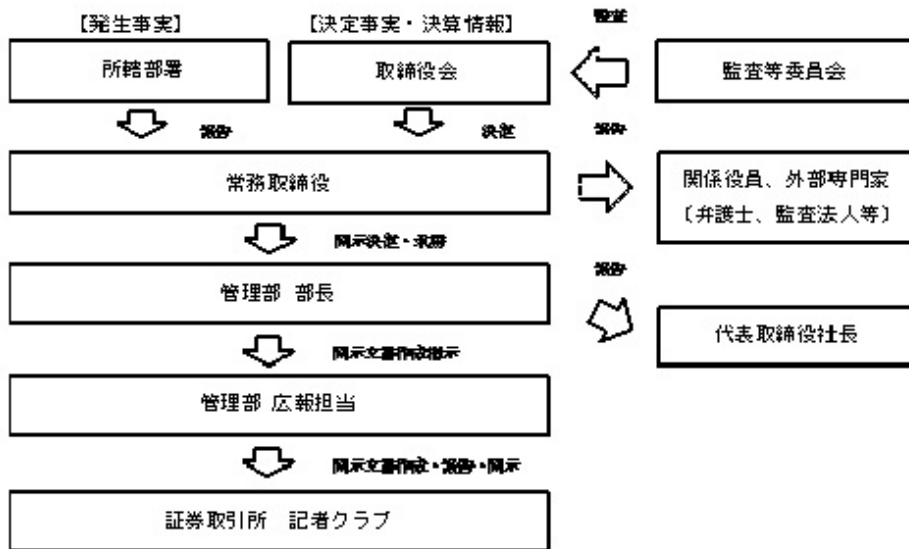
2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を断絶するため「キャンドウ行動規範」を定めております。本行動規範に基づき、反社会的勢力については、毅然として対応し、一切関係を持ちません。

また、その実効性を担保するために「株式会社キャンドウ コンプライアンスマニュアル」を定め、定期的に全社で開催しております勉強会等の活動を通じて、その周知徹底を図っております。



【当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況】



会社の重要事実に関する情報は、内規（インサイダー取引防止に関する規程）に従い、次のとおり取り扱っております。

- ・発生事実が生じた場合は、所轄部署は管理部部長に、管理部部長は常務取締役に報告する。
 - ・決定事実及び決算に関する情報は取締役会に付議され、審議のうえ決定される。
 - ・常務取締役は、上記の情報について、関係役員や外部専門家に確認をとりながら、開示の要否内容を決定する。
 - ・常務取締役は開示を決定したら速やかに管理部部長に開示の指示を出し、管理部部長は、代表取締役社長に報告するとともに、管理部広報担当に開示資料作成指示を出す。
- 管理部広報担当は管理部部長の指示のもとに開示文書を作成し、管理部部長、常務取締役の承諾を得て速やかに開示する